

選手強化委員会規程

第 1 条（総則）

この規程は、公益財団法人日本自転車競技連盟定款（以下「定款」という。）第 4 2 条並びに専門委員会規程第 2 条第 1 項の規定に基づいて設置された、選手強化委員会（以下「強化委員会」という。）の組織及び運営について必要なことを定める。

第 2 条（目的）

強化委員会は、オリンピック、パラリンピック、世界選手権大会等主要国際大会でのメダル獲得を目指し、定款第 4 条第 1 項（3）（6）の事業を円滑に遂行することを目的とする。

第 3 条（事業）

強化委員会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1)強化事業に係わる予算の執行に関すること。
- (2)強化事業の総合計画に関すること。
- (3)代表選手団（選手、監督、コーチ、メカニック、マッサー、情報スタッフ、ドクター、通訳、総務）の選考及び選考の解除に関すること。
- (4)代表選手団の派遣に関すること。
- (5)各競技別部会から提議された事項に関すること。
- (6)競技力向上に必要な事業の一切に関すること。

第 4 条（構成）

強化委員会は次の構成とし、理事会の議を経て会長が委嘱する。

1. 委員長（会長又は副会長）
2. 副委員長（副会長または専務理事）
3. 委員（常務理事）

第 5 条（任期）

委員の任期は、理事の任期と同期した 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 前項にかかわらず、補欠として選任された委員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第 6 条（職務）

委員長は、強化委員会を代表して会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは職務を代行する。

第 7 条（会議）

強化委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 強化委員会は、委員の 2 分の 1 以上出席しなければ議事を開き議決することができない。た

だし、当該議事につき書面をもって意思を表明したものは、出席者とみなす。委員会の決議は、出席委員全員の賛成を原則とし、意見の相違する場合は委員長が総合的に判断した上で決定する。

3 前項の規定にかかわらず、委員が強化委員会の決議の目的である事項について提案した場合において、委員の全員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）が当該提案について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する強化委員会の決議があったものとみなす。

第8条（庶務）

強化委員会の庶務は事務局において処理する。

附則

令和5年（2023年）9月19日制定

この規程は、令和5年9月19日から施行する。